

群馬東部水道企業団
事業運営及び拡張工事等包括事業（第2期）

事業契約書（案）

群馬東部水道企業団事業運営及び拡張工事等包括事業（第2期）（以下「本事業」という。）に関し、群馬東部水道企業団（以下「甲」という。）と株式会社群馬東部水道サービス（以下「乙」という。）は、以下のとおり事業契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第一章 総則

（目的）

第1条 本契約は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本契約において「水道法」とは、昭和32年6月15日法律第177号として制定され、その後、改正され施行された最新の法のことをいう。

2 本契約において「給水条例」とは、群馬東部水道企業団給水条例（平成28年4月1日条例第21号）、同給水条例施行規程（平成28年4月1日企業管理規程第11号）のことをいう。

3 本契約において「包括業務」とは、第3条第2項に規定する本事業内容のうち「1. 施設維持管理・業務経営サポート等の包括委託業務」をいう。

4 本契約において「工事等関連業務」とは、第3条第2項に規定する本事業内容のうち「2. 工事等関連委託業務」をいう。

5 本契約において「特記仕様書」とは、本事業の実施内容につき、詳細事項を記した書面をいう。

6 本契約において「浄水場関連施設」とは、甲が運営する浄水場、配水場及びこれらの関連施設をいい、包括業務の管理対象となる施設である。詳細は特記仕様書に示す。

7 本契約において「管路施設」とは、甲が運営する導水管、送水管、配水管の全て及び給水管の一部（分水栓から量水器まで。）のことをいい、包括業務の管理対象となる施設である。詳細は特記仕様書に示す。

8 本契約において「第三者委託業務」とは、包括業務のうち、水道法第24条の3に基づく業務をいう。

9 本契約において「要求水準書等」とは、本事業の提案募集にあたり甲が公表した要求水準書及びこれらの書類についての質問に対する甲の回答を示した書面の全てをいう。

10 本契約において「設計図書」とは、工事等関連業務における図面及び特記仕様書をいう。

11 本契約において「契約書等」とは、本契約（別紙を含む。）、提案書、要求水準書等、設計図書、特記仕様書並びに本契約締結に至るまでの甲及び乙が本事業に関して別途合意した事項に係る書面をいう。

12 本契約において「法令等」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令等をいい、「法令等の変更」とは、「法令等」が制定され、又は改廃されることをいう。

13 本契約において「不可抗力」とは、甲及び乙のいずれの責にも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、地震、騒乱、暴動、地盤沈下、地下水の浸出、第三者の行為（許認可を含む。）その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見可能な範囲外のものをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれない。

- 14 本契約において「構成員」とは、乙に出資する者として選定された●●をいう。
- 15 本契約において「業務分担」とは、乙が甲から受託する本事業のうち、公募型プロポーザル応募表明書において構成員が担当する業務を実施することをいう。
- 16 本契約において「再委託」とは、業務分担された業務を乙又は構成員から第三者に委託することをいう。

(本事業の業務分担)

第3条 甲は、本事業を乙に委託し、乙はこれを受託し自ら実施又は構成員に業務分担させ本事業実施につき管理監督を行う。

2 乙及び構成員間での業務分担は次の表のとおりとする。

本事業内容	乙及び構成員内での業務分担		
	乙	●●	●●
1. 施設維持管理・業務経営サポート等の包括委託業務			
A. 浄水場及び関連施設管理業務			
B. 管路施設管理業務			
C. 給水装置関連業務			
D. 水道料金徴収業務			
E. 水道事務管理業務			
2. 工事等関連委託業務			
F. 既存管路の更新整備業務			
G. 既存管路の更新委託業務			
H. その他事業における工事関連委託業務			

3 前項の規定にかかわらず、前項の表「2. 工事等関連委託業務」のうち、「F. 既存管路の更新整備業務」における工事業務（以下「工事業務」という。）については、甲は当該業務を担当する構成員と別途請負契約を締結するものとし、本契約の対象外とする。

(第三者委託の業務範囲)

第4条 本事業のうち第三者委託の業務範囲は、包括業務のうち、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 浄水場及び関連施設管理業務
- (2) 管路施設管理業務
- (3) 給水装置関連業務

2 第三者委託の業務範囲のうち、水道法第24条の3第6項及び第7項の規定による責務と責任分担は、次の表のとおりとする。

対象業務	責任分担		水道法関係条文
	甲	乙	
給水開始前の水質検査・施設検査の実施、記録の作成・保存	○		第13条
給水装置の検査		○	第17条
水質検査の実施、記録の作成・保存、検査の委託		○	第20条
健康診断の実施、記録の作成、保存		○	第21条
衛生上の措置		○	第22条
水道施設の維持及び修繕		○	第22条の2
水道施設台帳	○		第22条の3
給水の緊急停止		○	第23条第1項
給水装置工事主任技術者の立会い		○	第25条の9
指定の取消し	○		第25条の11第1項

※1 水道施設の維持及び修繕は、事業期間内において、乙が実施した維持管理業務及び修繕業務に

起因する責務と責任を範囲とする。

※2 給水の緊急停止は乙の責任で実施するが、原因、影響等を踏まえて総合的に判断することが必要であるため、甲と協議のうえで判断するものとする。

(分科会等)

第5条 乙は、契約書等に定めるところに従い甲との間で分科会及び月例会議を開催するものとする。

2 分科会については、次のとおり分類し、乙は甲に対し対象業務の遂行状況について報告する。

(1) 事務分科会

対象業務：D. 水道料金徴収業務、E. 水道事務管理業務

(2) 管路分科会

対象業務：B. 管路施設管理業務、C. 給水装置関連業務

(2) 浄水分科会

対象業務：A. 浄水場及び関連施設管理業務

(3) 設計・施工監理分科会

対象業務：F. 既存管路の更新整備業務、G. 既存管路の更新委託業務、H. その他事業における工事関連委託業務

3 月例会議については、乙が分科会の決定事項を取りまとめ、甲に本事業の月間報告を行う。

(事業責任者の配置)

第6条 乙は、本事業を遂行するにあたり、事業責任者を選任し、甲に届け出なければならない。

2 事業責任者は、本事業全体の指揮監督する権限を有し、かつ、甲との協議を代表して行う役割を果たすものとする。

(統括責任者の配置)

第7条 乙は、本事業を遂行するにあたり、統括責任者を選任し、甲に届け出なければならない。

2 統括責任者は、担当業務において、その業務に従事する者を直接指揮監督する権限を有し、かつ、事業責任者への連絡責任者としての役割を果たすものとする。

3 事業責任者及び統括責任者は、これを兼ねることができる。

(受託水道業務技術管理者の配置)

第8条 乙は、本事業を遂行するにあたり、技術的業務を統括する受託水道業務技術管理者を常勤で1名配置し、甲に届け出なければならない。なお、この受託水道業務技術管理者は、水道法第24条の3第3項の定めによるものとする。

2 統括責任者及び受託水道業務技術管理者は、これを兼ねることができる。

(事業期間及び契約の変更)

第9条 事業期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日（以下「事業期間」という。）までとする。なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定による甲の債務負担行為に基づき、令和7年度（令和7年4月1日）から令和11年度（令和12年3月31日）までの5ヵ年の間、1年度毎に本事業の内容の見直しを行い、契約を更新するものとし、本契約は5ヵ年のうちの

●年度目の契約とし、本契約の契約期間は令和●年4月1日から令和●年3月31日（以下「契約期間」という。）までとする。

(契約金額)

第10条 本事業の契約金額は、年額 金●●●円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●●●円）とする。ただし、この契約において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律226号）の改正により消費税法第29条に規定する税率または地方税法第72条の83に規定する税率（以下「消費税率」という。）が変更された場合、消費税率変更後に実施した事業に係る委託料は変更後の消費税率を適用して計算する。

(規定の適用関係)

第11条 契約書等の間に矛盾又は齟齬がある場合には、①本契約（別紙を含む。）、②特記仕様書、③本契約締結に至るまでの甲及び乙が本事業に関して別途合意した事項に係る書面、④設計図書、⑤要求水準書等、⑥提案書の順に解釈が優先するものとする。ただし、提案書が要求水準書等を上回る事項については、提案書を優先する。

2 提案書に誤りが発見された場合又は要求水準書等に定めのない事項が提案書に含まれている場合は、甲及び乙はその取扱いについて協議する。

(リスクとその責任分担)

第12条 甲及び乙が本事業を遂行するに伴い、発生が予測されるリスクとその責任分担については、別紙の「リスクとその責任分担」によるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第13条 甲及び乙は、本契約によって生ずる権利、又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、文書により相手方の承諾を得たときは、この限りではない。

(契約の解除)

第14条 甲又は乙は、相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、相当な期間内にこれを是正しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 手形の不渡り又は支払いの停止又は破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立があったとき
- (2) 手形交換所で取引停止処分を受けたとき
- (3) 差押え、仮差押え、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けたとき
- (4) 前各号のほか、財産状態が悪化し又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは本契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」とい

う。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 第1項及び前項の規定により、甲が本契約を解除し、これに伴い甲の水道事業運営へ支障をきたす場合、乙は、甲が業務引継に必要とする合理的な期間、本事業を継続する義務を負うものとする。

4 第1項及び第2項の規定により本契約を解除したとき、乙は、契約金額の10分の1の額を違約金として甲乙協議の上、決定した期限内に支払わなければならない。

5 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当した場合、本契約を解除することができる。

(1) 甲が、正当な理由なく、契約金額を乙へ支払わないとき

(2) 乙が本事業遂行上、安全管理上危険であると甲に指摘したにもかかわらず改善をせず、本契約の履行が不可能と判断されるとき

6 第1項及び前項の規定により本契約が解除されたとき、甲は、契約金額の10分の1の額を違約金として甲乙協議の上、決定した期限内に支払わなければならない。

(秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、本契約の履行に際し、直接、間接に知り得た相手方の業務内容及び個人情報に関するデータ等について第三者に漏らしてはならず、本契約の目的外に使用してはならない。なお、本契約終了後も同様とする。

2 乙は、本契約を履行するために用いた資料及びその結果等について、甲の許可なく第三者のために転写、閲覧又は貸し出し等を行ってはならない。

3 甲及び乙は、本契約の履行過程において知り得た情報の安全確保について、万全を期するものとする。

4 甲又は乙が、契約書等及び業務実施計画書を公開しようとする場合、事前に相手方の承認を得るものとする。

5 乙は、事業期間完了後、甲の指示により保存又は返還を要するとされたものを除き抹消、焼却、切断等の方法により処分し、使用不可能にしなければならない。

(緊急災害時の対応)

第16条 大規模な災害・事故が発生し、甲が水道給水対策本部を設置した場合、乙は甲の指揮下に入り復旧にあたるものとする。

(事故発生の通知)

第17条 乙は、本契約の履行に際し事業期間中に事故が生じたときは、直ちに甲に対して連絡するとともに、遅滞なくその状況を書面でもって甲に報告しなければならない。

(暴力団等による不当要求行為があった場合の届出義務)

第18条 乙は、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者から本契約に係る業務の遂行にあたって不当要求行為を受けた場合は、その旨について、甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。なお、再委託業者、下請事業者又は工事関係者（以下「再委託業者等」という。）が不当要求行為を受けた場合は、乙に速やかに報告することを再委託業者等に指示し、その旨について再委託業者等から報告を受けた場合は、甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(業務引継)

第19条 乙は事業期間が終了する場合、引継期間を設定し次の業務受託者（以下「次期受託者」という。）に本事業に関する引継を行わなければならない。

2 引継期間は概ね3ヵ月間とし、その期間は甲、乙協議の上決定するものとする。

3 乙は、甲と協議し決定した内容に従い、必要資料の提出及び技術指導により次期受託者に対する引継を行う。

4 乙は引継期間中、甲又は次期受託者から要請があった場合は、次期受託者に対して本事業の遂行に必要な技術指導に協力しなければならない。

5 乙は、本事業引継ぎに係わる業務を自己の費用負担において行うものとし、甲に対して何らの対価も請求することができないものとする。

6 本条は本契約が解除された場合においても適用する。

(準拠法及び管轄裁判所)

第20条 本契約は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本契約に関する紛争は、前橋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第21条 本契約に定めのない事項又は、本契約の条項について疑義を生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、これを処理する。

第二章 包括業務（施設維持管理・業務経営サポート等）

第一節 総則

(委託料)

第22条 包括業務の委託料は本事業の契約金額のうち、年額 金●●●円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●●●円）とする。

（乙の負担する経費）

第23条 次に掲げる経費は、前条の委託料に含むこととし、乙の負担とする。

- （1）日常業務に必要な用具類、事務用品及び消耗品
- （2）検針業務に必要な機器、用具類（ただし、検針用ハンディターミナル及び検針票は甲が負担する。）
- （3）浄水場関連施設、管路施設の管理業務に必要な器具及び計器類
- （4）包括業務の遂行に要する車両及びその経費
- （5）携帯電話・電話（直通）等の使用料
- （6）業務従事者の健康管理に要する経費
- （7）業務従事者の駐車場に要する経費
- （8）業務従事者の業務に必要な被服等に要する経費
- （9）業務省力化のために乙が自ら用意する持込設備
- （10）業務習熟のために乙が自ら配置する研修人員の人件費
- （11）その他、包括業務の遂行に必要な経費

（業務実施計画）

- 第24条 乙は、本契約締結後原則10日以内に、本契約及び特記仕様書に従って包括業務を遂行するための「業務実施計画書」（以下「実施計画書」という。）を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、実施計画書に基づき包括業務を円滑に遂行しなければならない。
 - 3 甲は、乙から提出された実施計画書を原則10日以内に確認しなければならない。なお、確認の結果、必要があると認めるときは、甲は乙に対しその修正を請求することができる。
 - 4 乙は、前項の請求があった場合、甲と協議の上、実施計画書を修正し、原則10日以内に甲に提出しなければならない。

（年間の業務完了報告）

- 第25条 乙は、事業期間中、各年度業務の実施完了時には、当該年度の包括業務の内容について報告するため「年間業務完了報告書」（以下「年間報告書」という。）を原則10日以内に提出するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による年間報告書を受領したときは、原則5日以内に乙の立会の上、速やかにこれを検査しなければならない。
 - 3 甲は、年間報告書に契約書等への不適合（以下「不適合」という。）がありその程度が著しい場合、乙に必要な修正又は報告を求めることができるものとする。

（月間業務実施計画及び月間業務完了報告）

- 第26条 乙は、事業期間中、原則として毎月末日までに、翌月の包括業務の計画を「月間業務実施計画書」（以下「月間計画書」という。）にて作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、月間計画書により、乙が当該月に実施する包括業務の予定を原則として5日以内に確認す

るものとする。乙は、確認を受けた月間計画書に基づき包括業務を円滑に遂行しなければならない。

- 3 乙は、当該月の包括業務の実施完了時に「月間業務完了報告書」（以下「月間報告書」という。）を原則10日以内に提出するものとする。
- 4 甲は、月間報告書受領後、原則5日以内に検査するものとする。
- 5 甲は、月間計画書又は月間報告書に著しく不適合な内容を確認した場合、乙に必要な是正又は報告を求めることができるものとする。

（委託料の支払）

第27条 乙は、前条第4項に基づいて甲による月間報告書の検査に合格した場合、4月度から2月度までについては、金●●●円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●●●円）を甲に請求するものとする。ただし、3月度の請求金額は、金●●●円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●●●円）を基準に次条に規定する変動費の調整を行うものとする。

- 2 甲は前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に乙に支払わなければならない。
- 3 天災その他乙の責めに帰すことができない事由により、委託料に不足が生じる、又はその恐れがある場合、甲乙協議の上、委託料を変更するものとする。

（変動費の調整）

第28条 委託料のうち、浄水場及び関連施設管理業務に関する緊急対応費の調整については、第36条に規定する。

- 2 浄水場及び関連施設管理業務に要する浄水薬品（次亜塩素酸ナトリウム、ポリ塩化アルミニウム、粉末活性炭、苛性ソーダ及び希硫酸）購入費（以下「浄水場変動費」という。）の調整については、第37条に規定する。
- 3 管路施設緊急修繕費の調整については、第40条に規定する。
- 4 水道料金徴収業務変動費の調整については、第46条に規定する。
- 5 水道事務管理業務変動費の調整については、第50条に規定する。

（再委託の届出）

第29条 乙は、包括業務の一部が再委託される場合は、あらかじめ甲へ届出を行い、その承諾を得なければならない。ただし、特記仕様書に定める再委託を行う場合は、この限りではない。

- 2 乙は、再委託された業務であっても、当該業務に関する甲への報告は、自ら行うものとする。
- 3 乙は、再委託先の業務遂行に対し、管理監督を行うこととする。

（監査、検査）

第30条 甲は第25条第2項及び第26条第4項に規定する検査以外にも必要に応じ、乙の業務実施状況を監査及び検査し、又は乙に報告を求めることができるものとする。

（施設・物品の貸与等）

第31条 甲は乙が包括業務を遂行するにあたり必要な範囲で、甲が所有する土地、建物及びその他施設（執務室等）及び浄水場等に備え付けられている物品（机、いす、ロッカー等）を無償で乙に貸

与し、必要な光熱費、水道・下水道使用料及びその他公共料金等を負担する。ただし、清掃等の使用上の管理及び汚損等による弁償その他乙の過失誤操作等で機械、器具、特殊工具等の破損、損失等が生じた場合は乙の負担とする。

- 2 前項に定める施設・物品を除き、乙が業務の事務処理に要する事務器具、事務用品、通信機器等の設置及びその経費については、乙の負担とする。

(包括業務の監督員)

第32条 甲は、包括業務を監督するとともに、乙との連絡・交渉にあたらせるため、包括業務における監督員を置くものとする。

- 2 甲は、前項により監督員を置いたときは、その職名及び氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 3 監督員は、次の各号に掲げる権限を有する。
 - (1) 包括業務の内容に関する乙の確認の申し出又は質問に対する回答
 - (2) 包括業務の遂行に関する乙又は乙の事業責任者との協議
 - (3) 乙の事業責任者、統括責任者、受託水道業務技術管理者及び業務従事者等が不適と見なす場合の交替要求
- 4 前項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 包括業務に定める書面の提出及び受領は、監督員により行うものとする。

第二節 浄水場及び関連施設管理業務

(浄水場及び関連施設管理業務の委託)

第33条 甲は、要求水準書等に定める浄水場及び関連施設管理業務として次の業務を乙に委託する。

- (1) 運用管理業務
- (2) 水質管理業務（水道原水及び給水栓の水質検査を含む。）
- (3) 水量管理業務
- (4) 施設管理業務（定期点検業務を含む。）
- (5) 危機管理業務（突発修繕業務を含む。）
- (6) 衛生管理業務
- (7) 購買管理業務
- (8) 補助業務（甲が別途発注する工事等の立会業務等）

(浄水場関連施設)

第34条 浄水場及び関連施設管理業務の対象となる委託施設は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 導水管を除く取水施設
 - (2) 浄水施設
 - (3) 送水管を除く送水施設
 - (4) 配水管を除く配水施設
- 2 工事等関連業務により乙が整備する施設及び甲が別途整備する前項の施設については、整備完了

時点から浄水場及び関連施設管理業務の対象に含むものとする。

(浄水場及び関連施設管理業務の配置人員)

第35条 乙は、浄水場及び関連施設管理業務に関して甲の定める資格基準に適合した人員を配置する。

2 前項にかかわらず、浄水場に人員を配置しない場合は、乙自らが用意する持込設備によって通常時、浄水場関連施設についての十分な監視操作が可能な状況とし、かつ、緊急時に浄水場関連施設に人員が急行できる体制を整える。

(緊急対応費の調整)

第36条 浄水場及び関連施設管理業務に係る緊急対応費は、年額 金●●●円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●●●円）を、第22条に定める委託料に含める。

2 年間の緊急対応費の執行金額が前項に規定する金額を上回る場合は、乙の請求により甲はその超過金額を各年度3月分の委託料に加算して支払うものとする。ただし、次条に規定する浄水場変動費に余剰金額が発生した場合は、甲乙協議の上、これを充当することができる。

3 年間の緊急対応費の執行金額が第1項に規定する金額を下回る場合は、その余剰金額を各年度3月分の委託料から減額するものとする。ただし、次条に規定する浄水場変動費に不足金額が発生した場合は、甲乙協議の上、これを充当することができる。

(浄水場変動費の調整)

第37条 浄水場変動費は、年額 金●●●円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●●●円）を、第22条に定める委託料に含める。

2 年間の浄水場変動費の執行金額が前項に規定する金額を上回る場合は、乙の請求により甲はその超過金額を各年度3月分の委託料に加算して支払うものとする。ただし、前条に規定する緊急対応費に余剰金額が発生した場合は、甲乙協議の上、これを充当することができる。

3 年間の浄水場変動費の執行金額が第1項に規定する金額を下回る場合は、その余剰金額を各年度3月分の委託料から減額するものとする。ただし、前条に規定する緊急対応費に不足金額が発生した場合は、甲乙協議の上、これを充当することができる。

第三節 管路施設管理業務

(管路施設管理業務の委託)

第38条 甲は、要求水準書等に定める管路施設管理業務として次の業務を乙に委託する。

- (1) 管路施設緊急修繕業務
- (2) 管路施設の点検業務
- (3) 占用更新業務
- (4) 配水管路図補正管理業務
- (5) 漏水調査業務
- (6) 管路洗浄及び水圧調査等管路維持管理業務

- (7) 止水栓交換業務
- (8) 緊急修繕部材管理業務
- (9) その他管路施設管理業務

(管路施設)

第39条 管路施設管理業務の対象となる委託施設は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 導水管
- (2) 送水管
- (3) 配水管
- (4) 給水管の一部（分水栓から量水器までのことをいう。）

2 工事等関連業務により乙が整備する施設及び甲が別途整備する前項の施設については、整備完了時点から管路施設管理業務の対象に含むものとする。

(緊急修繕費の調整)

第40条 管路施設管理業務に係る緊急修繕費は、年額 金●●●円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●●●円）を、第22条に定める委託料に含める。

2 年間の緊急修繕費の執行金額として年間報告書により甲が確認した金額が前項に規定する金額を上回る場合は、乙の請求により甲はその超過金額を各年度3月分の委託料に加算して支払うものとする。

3 年間の緊急修繕費の執行金額として年間報告書により甲が確認した金額が第1項に規定する金額を下回る場合は、その余剰金額を各年度3月分の委託料から減額するものとする。

第四節 給水装置関連業務

(給水装置関連業務の委託)

第41条 甲は、要求水準書等に定める給水装置関連業務として次の業務を乙に委託する。

- (1) 給水工事相談・受付業務
- (2) 設計審査及び竣工検査業務
- (3) 水道加入金及び水道事業諸手数料管理業務
- (4) 給水台帳及び給水管管路図補正管理業務
- (5) 管路情報システム及び管網解析システム保守管理業務
- (6) 検定満期量水器交換業務
- (7) 開発許可申請管理業務
- (8) 量水器に係る調達補助、廃棄処分補助及び出入庫管理業務
- (9) 給水装置工事事業者の各種手続等の業務
- (10) 貯水槽水道管理補助業務
- (11) 戸別検針契約等業務

(給水装置関連業務の委託区域)

第42条 甲が乙に委託する給水装置関連業務の区域は、群馬東部水道企業団水道事業の設置等に関する条例（平成28年4月1日条例第3号）に定める給水区域とする。

（給水装置の施工基準の運用）

第43条 乙は、給水装置の施工基準に基づいて給水装置関連業務を遂行しなければならない。

2 前項の規定以外の運用については、随時、甲乙協議して決定するものとする。

第五節 水道料金徴収業務

（水道料金徴収業務の委託）

第44条 甲は、要求水準書等に定める水道料金徴収業務として次の業務を乙に委託する。

- （1）検針業務
- （2）受付業務
- （3）調定業務
- （4）収納業務
- （5）開閉栓業務
- （6）滞納整理業務
- （7）給水停止業務
- （8）電子計算処理業務
- （9）還付業務
- （10）調定更正業務

（水道料金徴収業務の委託区域）

第45条 甲が乙に委託する水道料金徴収業務の区域は、群馬東部水道企業団水道事業の設置等に関する条例（平成28年4月1日条例第3号）に定める給水区域とする。

（水道料金徴収業務変動費の調整）

第46条 水道料金徴収業務変動費は、年額 金●●●円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●●●円）を、第22条に定める委託料に含める。

2 年間の水道料金徴収業務変動費の執行金額として年間報告書により甲が確認した金額が前項に規定する金額を上回る場合は、乙の請求により甲はその超過金額を各年度3月分の委託料に加算して支払うものとする。

3 年間の水道料金徴収業務変動費の執行金額として年間報告書により甲が確認した金額が第1項に規定する金額を下回る場合は、その余剰金額を各年度3月分の委託料から減額するものとする。

（収納金の払込み）

第47条 乙は、水道料金徴収業務の実施に伴い収納した水道料金等の特記仕様書に定める方法により、甲の指定する出納取扱金融機関へ払い込むものとする。

（データ及び帳票類等の帰属）

第48条 本契約に基づいて乙が作成する帳票類及びデータ等は、甲に帰属する。

2 乙は、本契約が終了又は解除された場合には、速やかにこれを甲に引き渡さなければならない。

第六節 水道事務管理業務

(水道事務管理業務の委託)

第49条 甲は、要求水準書等に定める水道事務管理業務として次の業務を乙に委託する。

- (1) 予算事務補助
- (2) 決算事務補助
- (3) 伝票発行事務
- (4) 固定資産台帳管理事務
- (5) 貯蔵品管理事務
- (6) 出納検査資料及び業務状況報告書作成業務
- (7) 備消耗品出納管理事務
- (8) 総務事務
- (9) 企業団庁舎管理（太田本所、館林支所、みどり支所）

(水道事務管理業務変動費の調整)

第50条 水道事務管理業務変動費は、年額 金●●●円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●●●円）を、第22条に定める委託料に含める。

2 年間の水道事務管理業務変動費の執行金額として年間報告書により甲が確認した金額が前項に規定する金額を上回る場合は、乙の請求により甲はその超過金額を各年度3月分の委託料に加算して支払うものとする。

3 年間の水道事務管理業務変動費の執行金額として年間報告書により甲が確認した金額が第1項に規定する金額を下回る場合は、その余剰金額を各年度3月分の委託料から減額するものとする。

第七節 一般条項

(包括業務内容の変更)

第51条 甲は、必要がある場合、包括業務の内容を変更し、又は一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合、甲は乙に対し事前に通知するものとし、甲及び乙は、業務内容の変更等にあわせて特記仕様書及び実施計画書の内容、計画の変更につき協議し、決定するものとする。

(業務遂行の確保)

第52条 乙は、不測の事態が発生し、包括業務の遂行が不可能となるおそれがあると認められる場合は、ただちに甲に届出をし、甲の指示を受けた上、正常な業務の遂行を確保するよう努めなければならない。

(契約不適合)

第53条 甲は、月間報告書の検査の日から1年の間に、月間報告書に記載された包括業務について乙の責に帰すべき不適合が発見された場合は、甲は乙に対して当該不適合の修補を請求することができる。

(損害賠償)

第54条 乙は、包括業務の遂行にあたり、乙の責に帰すべき事由により、甲又は第三者へ損害を与えた場合は、乙が法律上責任を負うべき場合で、かつ、当該乙の帰責事由と発生した損害に相当因果関係のある範囲で、当該損害の賠償を行う。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は適用せず、乙は、当該損害を賠償する責を負わない。

(1) 甲の責めに帰すべき事由により損害が発生した場合

(2) 発生した損害が、包括業務の遂行に伴い通常避けることができない事由により生じたものである場合

(3) 天災その他乙の責めに帰すことができない事由により損害が発生した場合

3 甲又は乙が、包括業務に関して第三者から損害賠償等の請求を受けた場合、直ちに相手方に報告しなければならない。甲又は乙が、当該請求等に関して第三者と和解等する場合には、相手方の承諾を得なければならない。

4 甲は、第51条により包括業務の内容の変更又は一時中止、若しくは打ち切りを行った結果、乙に損害を与えた場合、当該損害を乙に賠償する。

第三章 工事等関連業務

(総則)

第55条 甲及び乙は、本契約及び設計図書に従い、日本国の法令を遵守し、工事等関連業務を遂行しなければならない。

2 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、本契約及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

3 工事等関連業務の遂行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

(工事等関連業務の受注者)

第56条 甲は、工事等関連業務のうち「F. 既存管路の更新整備業務」に関する工事業務については、構成員のうち●●●（以下「受注者」という。）との間で本契約とは別に請負契約を締結し、受注者に対して委託する。なお、以下本章における工事業務については、受注者が当該請負契約に基づき行うものとし、乙は当該工事の設計及び管理監督を行う。

(工事等関連業務の委託料等)

第57条 工事等関連業務の委託料は本事業の契約金額のうち、年額 金●●●円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●●●円）とする。

(関連工事の調整)

第58条 甲は、受注者の施工する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があると認めるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、乙は、甲の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工事等関連業務の委託料内訳書及び工程表)

第59条 乙は、本契約締結後10日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、甲から工事等関連業務の委託料内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を請求されたときは、請求を受けた日から10日以内に提出しなければならない。
- 3 内訳書及び工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(工事等関連業務の委託料の変更方法等)

第60条 工事等関連業務の委託料の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、工事等関連業務の委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 3 工事等関連業務に関する規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲と乙とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく工事等関連業務の委託料の変更)

第61条 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、工事等関連業務の委託料が不適当となったときは、甲又は乙は、工事等関連業務の委託料の変更を請求することができる。

- 2 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、工事等関連業務の委託料が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、工事等関連業務の委託料の変更を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、工事等関連業務の委託料の変更額については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。
- 4 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項又は第2項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(一般的損害)

第62条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事等関連業務、に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第64条第1項に規定する損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第63条 工事等関連業務により第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事等関連業務に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事等関連業務につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

3 前2項の場合その他工事等関連業務について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲及び乙は協力してその処理解決にあたるものとする。

(工事等関連業務の委託料の変更に代える設計図書の変更)

第64条 甲は、第61条から第63条までの規定により工事等関連業務の委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、工事等関連業務の委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が同項の工事等関連業務の委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第65条 工事業務に係る検査及び引き渡しは、甲と受注者の間で実施する。

2 甲は、前項の規定による検査に合格し工事目的物の引き渡しを受けたときは、その旨を速やかに乙に通知しなければならない。

(工事等関連業務の委託料の支払)

第66条 乙は、前条第2項の通知を受けたときは、工事等関連業務の委託料の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に工事等関連業務の委託料を支払わなければならない。

3 甲がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超える

ときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(対象施設の設計)

第67条 乙は、契約書等に従い、工事等関連業務の対象施設（以下「工事等関連施設」という）の設計を行う。

- 2 甲は、工事等関連施設が契約書等に基づき設計されていることを確認するため、乙に対して事前に通知した上で、設計の進捗状況その他の事項について説明を求め、書類の提出等を求めることができる。
- 3 乙は、前項に規定する設計の進捗状況その他の事項についての説明及び甲による確認の実施につき、甲に対して協力するものとする。

(設計図書の提出)

第68条 乙は、甲との協議により定める日までに、契約書等に定める工事等関連施設の設計図書を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。

- 2 甲は、前項に基づき提出された書類が契約書等に反するものを含むと認められる場合、関係法令等において要求される事項を満たさないと認められる場合又はその他不適切な内容を含むと認められる場合には、設計図書の提出の日から10日以内に乙に対してその旨を書面にて通知しなければならない。
- 3 前項の場合において、乙は、甲に書面にて協議を申し入れることができる。
- 4 乙は、第2項に規定する通知を受けたときは、自らの責任及び費用負担において設計図書を変更し、再度甲の承諾を受けなければならない。ただし、前項の規定に基づく協議の結果、設計図書の変更を行わないことについて甲の合意が得られたときは、この限りでない。

(設計図書の著作権)

第69条 乙から提出される設計図書が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）はその発生時から甲に帰属する。

- 2 甲は、乙から提出される設計図書が著作物に該当するとしなくてもかかわらず、事前に乙に通知することにより、無償にてこれを利用することができる。その利用の権利は、工事等関連業務の終了後も存続するものとする。
- 3 乙は、自ら又は著作者（甲を除く。）をして、設計図書について著作権法第18条第1項、第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。
- 4 乙は、自ら又は著作者をして、設計図書に係る権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 5 甲は、乙が成果物の作成にあたって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(交付金申請書作成業務)

第70条 交付金の対象となる工事等関連業務において、乙は、交付金申請書及び実施状況報告書等(以下「申請書等」という。)を作成する。申請書等の作成にあたって、甲及び乙は、工程等について事前協議を行い、申請遅延等がないよう実施しなければならない。また、申請書等の作成後、乙は、速やかに申請書等を甲に提出し承諾を得なければならない。

(発注支援業務)

第71条 工事等関連業務のうち「G. 既存管路の更新委託業務」及び「H. その他事業における工事関連委託業務」において発注する工事(以下「各工事」という。)につき、乙は、次に掲げる発注支援業務を行う。なお、各工事については甲が個別に別途入札を実施し、工事業者を選定する。

- (1) 予算の提案
- (2) 工区割りの検討
- (3) 発注区分の検討
- (4) 入札図書の作成
- (5) 契約図書の作成

(設計管理技術者)

第72条 乙は、設計業務の技術上の管理を行う設計管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。設計管理技術者を変更したときも、同様とする。

(設計照査技術者)

第73条 乙は、工事等関連業務の設計業務、交付金申請書作成業務、発注支援業務に関する技術上の照査を行う設計照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。設計照査技術者を変更したときも同様とする。

2 設計照査技術者は、技術士(上下水道部門/上水道及び工業用水道)の資格を有する者とする。

(施工監理業務)

第74条 工事等関連業務のうち「G. 既存管路の更新委託業務」及び「H. その他事業における工事関連委託業務」において、乙は、各工事の工程管理、施工監理、品質管理に関して、次に掲げる施工監理業務を行う。

- (1) 立会い業務
- (2) 関係機関との調整・苦情処理業務
- (3) 検査業務
- (4) 現場管理報告業務

(施工監理技術者)

第75条 乙は、前条の施工監理業務に関する技術上の管理を行う施工監理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。施工監理技術者を変更したときも同様とする。

2 施工監理技術者は、次のいずれかの資格を有するものとする。

- (1) 一級又は二級土木施工管理技士
- (2) 一級又は二級水道施設管理技士（管路）

（各工事の監理を行う監督員）

第76条 乙は、各工事の監理を行う監督員を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。なお、監督員については監理できる範囲内において複数工事の兼任を認めるものとする。

2 監督員は、水道法第12条に定める布設工事の監督員の資格を有するものとする。

（工務系管理業務）

第77条 工事等関連業務のうち「H. その他事業における工事関連委託業務」において、乙は、甲が実施する業務の補助的な業務であり、次に掲げる工務系管理業務を行う。

- (1) 承認工事の設計照査及び施工管理業務

なお、承認工事とは、下水道等他事業の工事に関連して管路施設の移設等の必要性が生じた場合、甲の承認・立会の上で、他事業の責任・実務負担・費用負担でその管路施設の工事を行うものである。

- (2) 舗装本復旧等改良業務（現場指揮業務）
- (3) 緊急修繕業務（現場指揮業務）
- (4) 断通水業務補助

（許認可、届出等）

第78条 乙は、工事等関連業務に関する義務を履行するために必要とされる許認可及び届出について、許認可を申請し、これを受け、又は届出を行い、これを維持する。ただし、甲が取得すべき許認可及び提出すべき届出は除く。

（あっせん又は調停）

第79条 工事等関連業務に関する各条項において甲と乙とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他工事等関連業務に関して甲と乙との間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、建設業法による群馬県建設工事紛争審査会のあっせん又は調停によりその解決を図る。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

令和 [] 年 [] 月 [] 日

甲

群馬県太田市浜町11番28号

群馬東部水道企業団

企業長 清水 聖義

乙

群馬県太田市浜町11番28号

株式会社群馬東部水道サービス

代表取締役社長 []